**（様式１）**

**説明会申込書**

令和　　年　　月　　日

大阪都市計画局　拠点開発室　宛

「大阪城東部地区の1.5期開発に向けたマーケットサウンディング（市場調査）」の説明会への参加を申し込みます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 法人名 |  | |
| 所在地 | 〒 | |
| 参　　加　　者  （２名まで） | 部署・役職  (連合体の場合は社名も) | 氏　名 |
|  |  |
|  |  |

本件に関する連絡担当者

|  |  |
| --- | --- |
| 部署・役職  (連合体の場合は社名も) |  |
| 氏　名 |  |
| 電話番号 |  |
| E-mail |  |

**申込期限：令和５年６月６日（火）午後５時まで**

**（様式２）**

**質　問　書**

令和　　年　　月　　日

大阪都市計画局　拠点開発室　宛

「大阪城東部地区の1.5期開発に向けたマーケットサウンディング（市場調査）」に関して質問がありますので、提出します。

|  |  |
| --- | --- |
| 法人名 |  |
| 所在地 | 〒 |

本件に関する連絡担当者

|  |  |
| --- | --- |
| 部署・役職  (連合体の場合は社名も) |  |
| 氏　名 |  |
| 電話番号 |  |
| E-mail |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 質問内容 | （様式２別紙）のとおり |

【留意事項】

・質問事項は、簡潔に要点のみ記載すること

・電子メール（ファイル添付）にて提出のこと。  
ファイル形式はMicrosoft Wordとすること。

**申込期限：令和５年６月１６日（金）午後５時まで**

**（様式２別紙）**

**「大阪城東部地区の1.5期開発に向けたマーケットサウンディング（市場調査）」**

**に関する質問**

|  |  |
| --- | --- |
| 質問箇所 | 質問内容 |
| 実施要領  ○○ページ |  |
| 実施要領  ○○ページ |  |
| 実施要領  ○○ページ |  |

**（様式３）**

**マーケットサウンディング参加申込書**

令和　　年　　月　　日

大阪都市計画局長　様

「大阪城東部地区の1.5期開発に向けたマーケットサウンディング（市場調査）」へ参加したいので、実施要領の内容を十分承知の上、必要書類を添えて申し込みます。

申込者（連合体で参加する場合は代表事業者）

|  |  |
| --- | --- |
| 法人名  代表者名 |  |
| 所在地 | 〒 |

提案の概要（現時点の想定で可）

|  |  |
| --- | --- |
| 開発コンセプト、  建物主用途など |  |

ヒアリング参加予定者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 参　　加　　者  （４名まで） | 部署・役職  (連合体の場合は社名も) | 氏　名 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

担当部署及び担当者

|  |  |
| --- | --- |
| 部署・役職 |  |
| 氏　名 |  |
| 電話番号 |  |
| E-mail |  |

**（様式４）**

**守秘義務対象資料の開示に関する誓約書**

令和　　年　　月　　日

大阪府知事　 　吉村 洋文　様

大阪市長　 　横山 英幸　様

公立大学法人大阪

理事長 　福島　伸一 様

大阪市高速電気軌道株式会社

代表取締役社長　河井 英明 様

所　在　地

名 称

及び代表者氏名

当社は、大阪府、大阪市、公立大学法人大阪及び大阪市高速電気軌道株式会社（以下「４者」といいます。）から令和５年５月31日付で案内のありました「大阪城東部地区の1.5期開発に向けたマーケットサウンディング（市場調査）に関する実施要領」（以下「実施要領」といいます。）に係る提案書を作成することを目的（以下「本目的」といいます。）として、本誓約書を提出した者にのみ開示される資料（以下「守秘義務対象資料」といいます。）の開示を受けることを希望します。守秘義務対象資料の開示を受けるにあたっては、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

記

第１条（利用の目的）

１　当社は、本目的のためにのみ守秘義務対象資料の開示を受けるものであり、本目的以外のために当該資料を利用しません。

２　当社は、本誓約書に記載の遵守事項と同一の守秘義務の履行を４者に対して書面をもって誓約した場合に限り、本目的を達するため必要な範囲及び方法で、当社が業務を委託する弁護士、公認会計士、税理士等の専門家その他の者に対し守秘義務対象資料の全部又は一部を開示することができるものとします。

３　当社は、自らの責任において、前項の定めにより守秘義務対象資料の全部又は一部を開示した者をして本誓約書に定める義務を遵守させるものとし、これらの者がその義務を違反した場合には、当社が本誓約書に違反したとみなされて責任を負うことを約束します。

第２条（秘密の保持）

当社は、４者から開示を受けた守秘義務対象資料を秘密として保持するものとし、前条に定める場合のほか、第三者に対し開示しません。ただし、法律、命令、条例等（以下「法令等」といいます。）により開示の義務が課される場合はこの限りではありません。

第３条（善管注意義務）

当社は、４者から開示を受けた守秘義務対象資料に含まれる情報が、４者又は当該情報の提供者の業務上重要な情報であり、これが第三者に開示された場合には、４者又は当該情報の提供者の業務又は事業に重大な影響を与えるものであることを了解し、守秘義務対象資料を、善良な管理者としての注意をもって取り扱うことを約束します。

第４条（個人情報の取扱い）

４者から開示を受けた守秘義務対象資料のうち個人情報に該当するものについては、法令等により４者及び当社に認められる範囲内でのみ利用し、保持し、かつ、法令等により４者及び当社に要求される限度の適切な管理を行うことを約束します。

第５条（期間）

本誓約書に基づき当社が負う義務は、第７条第１項に従った守秘義務対象資料の印刷物等の破棄又は消去の前後を問わず、また当社が「大阪城東部地区の1.5期開発に向けたマーケットサウンディング（市場調査）」に参加しなかった場合であっても、存続するものとします。

第６条（損害賠償義務）

当社の本誓約書に違反する行為により秘密が漏洩した場合、当社は、それにより４者又は第三者（４者に対して守秘義務対象資料を提供した者を含みますがこれに限りません。）に生じた損害を賠償することを約束します。

第７条（印刷物等の破棄等）

１　守秘義務対象資料の印刷物等（守秘義務対象資料の印刷物、複写物、複製、翻訳物及びハードディスク等の記録媒体への記録を含みますがこれに限りません。）は、令和５年８月31日までに（又は本誓約書の違反等により４者が破棄等を求める場合は当該請求後速やかに）、すべて破棄又は消去することを約束します。

２　前項の規定にかかわらず、法令等若しくは当社の社内規定により社内決裁資料等に守秘義務対象資料の情報が含まれ不可分一体となっている場合や法令等又は司法機関若しくは行政機関の判決、決定、命令等により守秘義務対象資料の情報を保持することが義務付けられている場合は、当社は、当該資料・情報等を破棄することなく、当社において適切に保存することを約束します。